

**令和6年度 子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託
企画提案実施要領**

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託

(2) 施行場所

箕輪町子育て支援センター「いろはぼけっと」及び駐車場新設予定地

(3) 業務目的

本業務は、箕輪町子育て支援センター「いろはぼけっと」において、その利便性を向上し、未就学の子育て家庭にとって魅力ある施設とするために駐車場新設及び園庭の整備計画の設計をすることを目的とする。なお、園庭の整備計画の設計に当たっては、こども基本法（令和4年法律第77号）第11条及び箕輪町こども・子育て応援条例（令和5年箕輪町条例第17号）第9条の規定に則り、子育て家庭やこどもの意見を反映させるものとする。

この達成のために、土木設計及び子育て家庭やこどもの意見聴取を踏まえた計画策定に関する幅広い知識と経験、専門性を有する業者からの企画提案を公募型プロポーザル方式により審査して、業務受託候補者を選定し、契約することについてこの実施要領で定める。

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 提案上限額

4,576,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 支払条件

完了後、一括支払い

2 応募者の資格

本業務の審査会に参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 営業所が伊那市、駒ヶ根市又は上伊那郡の町村のいずれかに所在すること

(3) 箕輪町の指名停止措置を、公告日から審査結果の通知日の日までの間に受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者でないこと。

(5) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。

3 プロポーザル参加手続に関する事項

(1) スケジュール

・参加表明書の提出期限	令和6年5月24日(金曜日)	17:00
・質問受付締め切り	5月23日(木曜日)	12:00
・質問への回答	5月24日(金曜日)	12:00
・企画提案書等の提出期限	5月28日(火曜日)	12:00
・プレゼンテーション	5月29日(水曜日)	
・審査結果通知	5月31日(金曜日)	
・契約締結日	6月10日(金曜日)	(予定)

(2) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 会社の概要が分かる資料(パンフレット可)

イ 提出方法

持参又は郵送 事故等による未着について、本町では責任を負わない。

ウ 提出先

本実施要領9の担当課

エ 郵送する場合

(ア) 提出書類は、書留その他の到達を確認できる方法によること。

(イ) 期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。

(ウ) 郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

オ 持参する場合

(ア) 提出先に直接持参すること。

(イ) 受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の8時45分から17時までとし、提出期限後は受け付けない。

(3) 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

ア 質問方法

質問書(様式2)により、電子メールで提出すること、提出後、電話により到着の確認を行うこと。

イ 提出先

本実施要領9の担当課

ウ 回答方法

期日までに箕輪町ホームページで公表する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

別紙「令和6年度 子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託 企画提案書作成要領」による。

イ 提出方法

本実施要領3(2)参加申込に同じ

ウ 提出先

本実施要領9の担当課

エ 郵送する場合

本実施要領3(2)参加申込に同じ

オ 持参する場合

本実施要領3(2)参加申込に同じ

4 プレゼンテーションの日時及び場所等

(1) 日時・場所

時間及び場所については、後日別途通知する。

(2) プレゼンテーション順序

企画提案書及び参考見積書提出順とする。

(3) プレゼンテーション手法

手法は問わないが、パソコン等を使用する場合は各社持参し準備する。その他留意点は、別紙「令和6年度 子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託 企画提案書作成要領」による。

(4) プレゼンテーション時間

準備5分、説明15分、質疑応答5分、機器等の撤去5分の合計30分以内とする。

(5) 審査結果

受託候補者のみに令和6年5月31日(金曜日)までに連絡

5 受託候補者の選定

この事業の受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により、書類審査とともに企画提案プレゼンテーションを実施し、子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託企画提案審査要領に基づき、最も優れた提案者を受託候補者とする。

6 契約に関する事項

この契約については箕輪町財務規則に従うものとする。

7 その他

(1) プロポーザルに係るすべての費用は参加者の負担とする。

(2) 緊急等やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合には、中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を箕輪町に請求することはできない。

(3) 提出されたすべての書類については返却しない。また、受託候補者の企画提案書による提案内容は箕輪町に帰属する。

8 関係書類

- | | |
|---|------------------|
| (1) 令和 6 年度 子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託 | 企画提案実施要領 (本資料) |
| (2) 令和 6 年度 子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託 | 仕様書 |
| (3) 令和 6 年度 子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託 | 企画提案書作成要領 |
| (4) 令和 6 年度 子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託 | 企画提案審査要領 |

9 提出及び問い合わせ先

〒 3 9 9 - 4 6 9 5

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 1 0 2 9 8 番地

箕輪町役場 こども未来課 支援係

電 話 : 0 2 6 5 - 7 9 - 3 1 6 4

E-mail : kodomo@town.minowa.lg.jp